

測量作業共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書、 設計業務委託共通仕様書の改定概要

岐阜県発注業務の統一的運用を図るために定めている、測量作業共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書、設計業務委託共通仕様書の改定を行うものである。

【主な改定点】

各仕様書共通

- ・ 誤字、誤記の修正
- ・ 適用すべき基準図書の追加、訂正、削除

地質・土質調査業務共通仕様書

第1章 総則

第102条 用語の定義

- ・ 「連絡」、「電子納品」、「情報共有システム」を新設
- ・ 「書面」の定義の一部（手書き、印刷等の伝達物）、緊急を要する場合の規定を削除し、「署名又は捺印」を「記名」に修正
また、情報共有システムを用いる場合の規定を追加

第108条 管理技術者等

- ・ 業務範囲が現場での調査・計測作業のみである場合他のなお書きを削除

第109条 照査技術者及び照査の実施

- ・ 照査技術者の規定の一部「署名捺印」を「記名」に修正

第2章 機械ボーリング

第204条 成果品

- ・ 採取コアの提出要否について、「監督員と協議する」を「監督員より指示する」に修正
- ・ 「監督員より指示する」としたことにより、「提出しなければならない」を削除

第5章 原位置試験

第1節 孔内載荷試験

第501条 目的

第502条 試験等

第503条 成果物

- ・ 試験名称を「孔内水平載荷試験（プレッシャーメータ試験）」から「孔内載荷試験」に修正
- ・ 試験名称の修正に合わせ、試験基準も修正